

# 新しい生活様式対応商品開発支援事業費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人にいがた産業創造機構理事長（以下「理事長」という。）は、新型コロナウイルス感染拡大の影響下において、新しい生活様式を意識した商品開発を行うなど、ものづくり（食品も含む）に対して意欲的に取り組む県内企業を積極的に支援することで県内製造業の停滞を抑制するとともに、新規取引の開拓や販路拡大を促進するため、県内企業が取り組む、新しい生活様式に対応した非接触や巣ごもり需要などをテーマとした新商品開発（以下「助成事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。その交付に関しては、公益財団法人にいがた産業創造機構助成金等交付要綱（平成15年4月1日制定。以下「機構要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付基準)

第2条 この助成金は、予算の範囲内において、別記に定める基準により交付するものとする。ただし、別記に定める助成対象者となる事業者は、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(交付の条件)

第3条 この助成金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付する。

- (1) この助成金とは別に、国、新潟県又は公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）から助成金等が支出されている事業でないこと。
- (2) 経費の配分の変更（第8条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、理事長の承認を受けること。
- (3) 事業の内容の変更をする場合には、理事長の承認を受けること。

- (4) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、理事長の承認を受けること。
- (5) 助成事業が完了予定日までに完了しないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
- (6) この助成金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の一部を機構に納付させることがあること。
- (7) この助成金により取得し、又は効用の増加した財産を理事長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又はその一部を機構に納付させることがあること。
- (8) この助成金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、助成事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (9) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びその証拠書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (10) 助成事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (11) 助成事業完了後も事業化の状況などを2年間報告しなければならないこと。

(交付申請書)

第4条 助成金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式の交付申請書を理事長に提出すること。また、交付決定額の変更を申請しようとする場合は、別記第2号様式によるものとする。

- 2 前項の助成金の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱い)

第5条 理事長は、前条第2項により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

- 2 理事長は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決

定を行うものとする。

(交付の決定)

第6条 理事長は、第4条第1項に基づき交付申請書の提出があったときは、助成金交付の可否及び交付決定額を決定のうえ、申請者に通知する。

(変更の承認申請)

第7条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、第3条第2号又は第3号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第2号様式による変更承認申請書を理事長に提出すること。

(軽微な変更の範囲)

第8条 第3条第2号に規定する経費の配分に係る軽微な変更は、別記に掲げる助成対象経費の経費区分欄に掲げる各経費相互間のいずれか低い額の20パーセント以内の配分変更とする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 助成事業者は、第3条第4号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を理事長に提出すること。

(事業が完了予定日に完了しないと見込まれる場合等の報告)

第10条 第3条第5号の規定により理事長の指示を求める場合には、速やかに別記第4号様式による助成事業遅延等報告書を理事長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 機構要綱第7条の規定による期日は、助成金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(状況報告)

第12条 助成事業者は、理事長から助成事業の遂行状況の報告を求められたときは、別記第5号様式による助成事業遂行状況報告書を理事長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第13条 助成事業者は、別記第6号様式の実績報告書を、助成事業が完了したとき又は第3条第4号の規定により助成事業の廃止の承認を受けたときは、その日から20日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

2 前項の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税及び地方消費税に

係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(助成金の支払)

第14条 助成金は、機構要綱第13条の規定による額の確定後に支払うものとする。

2 助成金の支払を受けようとする者は、別記第7号様式による請求書を理事長に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第15条 助成金の支払後に消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第8号様式により速やかに理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(取得財産の処分の制限)

第16条 機構要綱第19条第4号及び第5号に規定する理事長が定める財産は、この助成金により取得し、又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が1件50万円以上のものとする。

2 機構要綱第19条ただし書に規定する理事長が定める期間は、助成事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月通商産業省告示第360号）の別表の一の項に定める処分制限期間とする。

3 機構要綱第19条の規定による理事長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第9号様式を理事長に提出しなければならない。

(事業化等の状況報告)

第17条 第3条第11項の規定による事業化等の状況報告は、別記第10号様式のとおりとし、助成事業の完了した年度の終了から1年経過毎に2年間、4月20日までに理事長に提出しなければならない。

附則

この要綱は、令和2年10月6日から施行する。

## 別記 交付基準

### 【助成対象者】

新潟県内に本社もしくは工場を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（個人事業者を含む）で、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業の所有に属している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上が大企業の所有に属している中小企業者
- (3) 役員・取締役の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者
- (4) 学校法人、宗教法人、NPO法人、社会福祉法人、公法人、医療法人、士業法人等

### 【助成対象事業・助成率等】

内 容	助成率	助成対象経費 の下限額	助成限度額
新しい生活様式に対応した非接触や巣ごもり需要などをテーマとした新商品開発	助成対象経費 の1/2以内	20万円	100万円

### 【助成対象経費】

経 費 区 分	内 容
研究開発費 (試作費)	研究開発費（原材料費、製造・改良・加工料、試作費、実験費等）、外注費、消耗品購入費（5万円以下）、機械装置等リース料 ※ 人件費は除く。 ※ 系列企業内、申請グループ内の事業者同士による外注費等は対象外。
委 託 費	デザイン委託費、設計委託費
調査分析費	マーケティング調査費、モニター調査分析費
謝金・旅費	専門家謝金、専門家旅費

※消費税・地方消費税や銀行等口座振込み手数料は助成対象経費にはなりません。

※事業に従事する既存従業員の人件費、試作や製作に係る不動産及び機械設備の購入費（リースは可）、販売目的の製品の製造に係る費用のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費は、対象外とします。

※その他特に必要と認める経費については、内容を事前に協議することとする。

### 【助成事業の実施期間】

交付決定日から令和3年2月末日まで